

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成29年12月18日（月曜日）

総務消防委員会

日時 平成29年12月18日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第138号議案	「質疑・討論・採決」
第139号議案	「質疑・討論・採決」
第140号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」
第142号議案	「質疑・討論・採決」
第158号議案	「質疑・討論・採決」
第159号議案	「質疑・討論・採決」
第160号議案	「質疑・討論・採決」
第161号議案	「質疑・討論・採決」
第162号議案	「質疑・討論・採決」
第163号議案	「質疑・討論・採決」
第164号議案	「質疑・討論・採決」
第165号議案	「質疑・討論・採決」
第166号議案	「質疑・討論・採決」
第167号議案	「質疑・討論・採決」
第168号議案	「質疑・討論・採決」
第169号議案	「質疑・討論・採決」
第170号議案	「質疑・討論・採決」
第175号議案	「質疑・討論・採決」
第176号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 鈴木達雄 副委員長 山田辰也
委員 竹下修平 佐宗龍俊 小野田直美 村田康助
議長 欠席（公務）

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において、本委員会に付託されました第138号議案から第142号議案まで、第158号議案から第170号議案まで、第175号議案及び第176号議案の20議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑については、議案の趣旨に沿って質疑をお願いいたします。

最初に、第138号議案 新城市の事務所の位置を定める条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第138号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第139号議案 新城市市長の給与の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

○山田辰也委員 特例の条例制定なんですけど、まず大枠として、減額理由を行政改革を推進するためという説明がありましたけど、私が以

前議員をしてたころから市の財政は厳しいなと思ってたんですが、だんだん年々悪くなっているのは皆さん御存じかと思うんですけど、今後自主財源が減少していく中で数年間は大型事業がこれから進むことから、歳出の増加では財政はもっと厳しくなっていくと思うんです。

この案を提出する理由としては、どのような行政改革を推進していくのかというのを伺います。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 ただいまの御質疑でございますが、市長の給与に関する条例でありますので、市長がこの4期目をスタートするに当たって自分の政治的姿勢として3期に引き続き行財政改革を推進したいという御意思をあらわされましたので、その辺はマニフェスト等の実施に向けて取り組んでいく、あるいは行財政改革の基本的な理念を踏まえているんな事業を進めていくという意味表示をされたということでの10%の削減を決意されたと考えております。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうしますと、行政改革を目指すために、市長自らが10%カットしていくというそういう根拠でしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今、おっしゃられたとおりでございます。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 急に、今ごろ給与カットとこの打ち出してきたんですが、厳しい中ということで、以前からもっとこれを進めるべきだと、私思っていたんですが、これは市民感覚から言いますと10%カットしたっていうのは、どうもお飾りのような感じがするんですが、厳しい言い方をしますと市長自ら出したようなそういうお飾り的なところも感じます。

それで、このことについては、市長だけで

なく職員も身を切る思いで減額に向かってほしいんですが、市長がこの10%の歳出カットについてもう少し説明が欲しかったと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今回の10%の削減につきましては、3期目も10%削減、その前もされておりましたので、その意思を継続して今期も御自身で御判断されたというところでもあります。

10%以上というような今お尋ねがございましたが、その削減の額、割合につきましては市長御自身の御判断でございますので、事務方ではお答えできません。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうですね。市長が頑張っているというのもよくわかるんですけど、もっとこのますます財政が悪くなったときには、市長は途中で見直すということはあり得ないかもしれませんがいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 その削減の率を見直すという意味ですか。そこは市長御自身の御判断の部分がありますので、今はお答えできません。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第139号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よ

って本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第140号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第140号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 新城市消防団条例及び新城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 地域支援団員の退職報償金の減額をされるということではありますが、今回設定された金額の根拠を教えてくださいと思います。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 今回設定した金額につきましては、消防団員の年額報酬と地域支援団員の報酬があります。年額報酬にあつては5万円でやってるんですが、それに対して地域支援団員は6千円で、その割合が27.272727%という数字が出るため、それに見合うようにして今回の退職報償金5年以上の20万円の27.272727%で今回条例を改正す

るものであります。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 これは、基本的な考え方として地域支援団員になって残っていただくよりも、その基本団員として残っていただくのが大きな目的だということを伺っておりますが、そのために格差をつけるというような意味合いでしょうか。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 そのとおりでございます。なお、定年制があるがために基本団員が減少していくような形になってきますので、その基本団員の確保ということで今回そういう形にさせていただいております。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 この条例は、もう既に入団している地域支援団員にもそのまま今回のものが適用されるということでよろしいでしょうか。要は、今入っている地域支援団員は、現行の条例の中で入団をしていただいておりますが、そうすると現状の退職金が出ることが保障されるのか、それとも今度の新たな制度で減額された退職金になるのかということですが。

○鈴木達雄委員長 成田消防長。

○成田保嗣消防長 附則のところにもありますけれども、現在20万円の退職報償金の条例で行っております地域支援団員にありましては、そこを勘案して優遇するような措置ということでの経過措置になっております。

平成25年に入られた方は、平成30年の4月、施行のときには5年たつということで、そのときには20万円の退職報償金で支払われるということになります。また、平成26年、平成27年、平成28年、平成29年にあっても、その部分については従前のものの基本団員の年数を加算して行うような形の経過措置としております。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 私が心配したのは、要はこ

のタイミングで地域支援団員をやめようという流れになって、正規の団員はふえる可能性はあるけれども、今頑張っていたら地域支援団員の方が、このタイミングで大勢退団されてしまうのではないかなというそういう心配があったものですから、それはない、その心配は少ないということではよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 やはりその心配は若干懸念材料としてあります。ですが、班の維持に対して地域支援団員、班員数に対して地域支援団員が半数以上いる班も、4カ所、5カ所等あります。

それで、班を維持していくためには、基本団員がやはり半数以上ないと班の維持ができないということで、今回地域支援団員が若干少なくなっていくのはいたし方がないと考えております。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 最後にもう1つ、本会議の質疑の中で、団員数のお見込みの推移があったところ、来年度は10人程度、今までですと地域支援団員で残っていただく団員が基本団員として残ってくれそうな見込みがあるというお答えだったんですが、来年度だけではなくて今後数年間のお見込みといたしますか、どのような形で基本団員がふえて、地域支援団員がどの程度減って、トータルでどのぐらいの団員数の推移をお見込みかをお伺いしたいんですが。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 来年度については、定例会で消防長が答弁したとおりになります。その後、人口減少によって入ってくる年齢等が少なくなってくる、あと実際の数字的なものまではこちらのほうではまだつかないんですが、今後は定年を少し広げることによって、基本団員をふやしていきたいという考えで、消防団の会議等でもそういう話題が

出まして、今回そのような形でさせていただいております。

推移に関しては、まだ把握はしておりません。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 できれば、本来これをやろうとするときには、その数字はつかんだ上で進めていただきたいなと思いますが、何とか基本団員確保の目的でやっていただいていると思いますので、推移を見ながらほんとにこれがいいのか悪いのか、それから、またほかの施策も含めて、基本団員の確保をしていただきたいと思います。よろしく願います。

○鈴木達雄委員長 今のは質疑ではありませんね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第141号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第142号議案 新城市鳳来地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 第142号議案ですが、鳳来地域間交流施設の設置及び管理に関する条例

の改正ということで、集会室の使用料の設定についてですが、資料を見させていただくと、夜間連続する5時までの使用料のところ、和室は600円、ミーティングルームは800円ということで価格設定をしていますが、これまでの価格設定の中で安い金額を設定しているということですが、そこに至った経緯等ございましたら御説明願います。

○鈴木達雄委員長 田中鳳来総合支所長。

○田中秀典鳳来総合支所長 料金設定に関しましては、平成17年度に地域間交流施設を設置いたしまして、その当初の段階での値段設定となっております。主に安価な単価で施設を利用させていただきたい、というようなところから、この値段設定になったと聞いております。

場所につきましては、旧七郷一色小学校になりますので、大分地理的に辺地といえますか、山間地域の中にございますので、そのような設定だと聞いております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第142号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第158号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

んか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第158号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第159号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第159号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第160号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは、塩沢組財産区有財産に係る件でございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第161号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題といたします。これは吉川上組財産区有財産に係る件でございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 公民館から、山からいろいろなところが、公民館は市から、その地区に。それで、今回の山は市のほうに無償譲渡ですが、この無償譲渡になった経緯について伺います。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 市への譲渡につきましては、今回進める上で、地元管理の民間地縁団体をつくっていただくか、それか財産区で運営していくか、または管理ができないということで、そのものについては今回に限り地元から市への譲渡を承るということで、平成25年から話を進めておりますので、今回の場合は市へ無償譲渡という形になっております。

○鈴木達雄委員長 山田委員。

○山田辰也委員 市への譲渡をすることによっての税収が減る、ちょっと違いますけど、今回限りということは、ほかのところも同じ

ような申し出があれば、同じようにこれは譲渡を受けるわけでしょうか。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 今回、財産区のあり方の統一基準での管理を進めていく上で、財産区、本来は市への譲渡は考えてなかったんですが、どうしても管理ができないというものにつきましては、統一基準でやっていく、説明させていただいている今回に限り、まずは無償譲渡を受けると。

それで、もともと税金につきましては、特別地方公共団体であります財産区は非課税でしたので、その移動はございません。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よ

って本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第162号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。吉川上組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第162号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第163号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは塩沢上組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第163号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よ

って本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは塩沢下組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第165号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは吉川上林組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは、吉川下組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第167号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは吉川下組財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第168号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題とします。これは長篠財産区有財産に係る件です。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

村田委員。

○村田康助委員 長篠の山林ですが、非常に面積が大きいんですがこういうのをどういうふうな形で市としては管理をされていかれるんですか。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 今後の山林の管理につきましては、財産区の管理会の方たちと森林課と山の境界を一緒に回っておりまして、ほかの山林についても同様なんですけど、市有林として、今後、他の今ある市有林と同様に管理をしていただくとということで考えております。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 私地元が東郷財産区なんですけど、うちの山はまあそこそこの木が立っておるんですけど、長篠のところで割と雑木林が多いじゃないですか。

そういうところに、ほんとに付加価値を見出せて今後市の税金を投入して管理して、それだけの山がきちんと付加価値のあるような形で管理できるのかそういうのが不安なんですけど、そういう将来予測みたいなものは何か抱いておられるんですか。要は、人件費倒れて山が最終的に管理できなくなっちゃうような可能性もあるような気がするんですけど、その辺の見解はどうでしょうか。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 森林課のほうで、施業計画等を今後練っていくこととなると思うんですけど、委員言われるとおり、もともと手入れしていない山もかなりの部分あると思いますので、そこは現況のままということで管理会からいただく間も話をしておりますので、特別に税金を投じて管理していくということとはできないかもしれないですが、それでも市のほうへ譲渡するかというところから話を進めてまいりましたので、現況維持となる可能性が高いかなとは思っています。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 今、山林のほうについては御説明がりましたが、有価証券の名古屋競馬株式会社株券ということで、こういったも

の管理方針についてもあわせて御説明願います。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 有価証券につきましては、担当課での管理がちょっとできないということで、財政課で今後、基金の形になると思うんですが、管理していく方向で検討しております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第169号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 新庁舎に伴う備品だと考えますが、機能的なものだとかそういうものは十二分に検証されてこういうカウンターだとか、デスクだとか、収納庫等を検討されてこういう形で入札されたということですか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課長。

○柴田和幸契約検査課長 執務スペースの什器ということでございますけども、今おっしゃられたように、新庁舎につきましては縮減という中で面積も小さくなっております。

それで、今回は連結のデスクとか、そういったものを使っておりますけども、これは両側にパネルがあって、足の部分の空間が広いということもありますので、そういったところにプリンターを置くだとか、あとキャビネット類につきましても、通路の邪魔にならないような横開きにするとか、そういったような実際の使う機能、こういったものを十分考えた上で採用しております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第170号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第170号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第175号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第175号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第176号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 議案説明のときに、一度説明していただいたんですけど、申しわけないです。もう一度、具体的に何がどう変わることなのか、説明していただけるとありがたいです。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 議案説明のときに説明させていただきましたように、本人事院勧告に伴う給与改正につきましては、大きな箇所では2点ございまして、1点目は初任給につきまして、民間との間に格差があることか

ら1級の初任給を千円引き上げて、同じように若年層の職員に対しても同程度の改正を行います。

その他の職員につきましては、400円程度の引き上げを基本に給料表を構成し直しまして、平均しますと0.2%程度の引き上げとなると考えております。

2点目は、民間との特別給の支給の割合との格差の均衡を図るために、期末手当の年間の支給率を引き上げるものでございます。0.10カ月引き上げて、年間で4.40カ月とするものでございます。

具体的な作業としましては、12月期の勤勉手当の支給率を現在0.85カ月となっておりますが、それを0.10カ月引き上げまして0.95カ月として対応するというものでございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

これもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午前9時43分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 鈴木達雄